

社労連第 4 3 7 号
平成 25 年 10 月 11 日

都道府県社会保険労務士会会長 御中

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造
(公印省略)

電子申請における社会保険関係手続に係る不具合について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご存知のとおり、現在、電子申請における社会保険関係手続の C S V ファイル添付方式による申請可能な手続きが一部申請できない状況となっております。

本件は、平成 25 年 10 月 1 日から受付を開始する「健康保険被扶養者（異動）届（国民年金第 3 号被保険者関係届）」の追加に伴う、一括申請用仕様書の変更について、日本年金機構が開催した当該仕様変更に係る説明会において、ソフトウェア開発業者に対して、10 月以降も旧様式で受付することが可能である旨の説明に誤りがあったことにより発生したものです。

旧様式による受付の継続については、全国社会保険労務士会連合会及び日本年金機構を含めた厚生労働省等との電子申請の定期協議において、再三にわたり確認してきたことから、別紙 1 により日本年金機構品質管理部あて事態の早急な対応を要請したところ、日本年金機構品質管理部より別紙 2 のとおり最短で改修までに 1 ヶ月弱の期間を要すること及びその間の代替措置等について回答を得たところです。

つきましては、大変お手数ですが、貴会会員へのご周知方いただきますようお願い申し上げます。



(担当：業務部 事業課)

平成 25 年 10 月 7 日

日本年金機構
品質管理部 御中

全国社会保険労務士会連合会

電子申請における社会保険関係手続に係る不具合について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、社会保険関係手続のCSVファイル添付方式による申請可能な手続きが一部申請できない状況となっていることについて、『社会保険関係手続におけるシステムエラーについて』のお知らせが10月1日付でe-Govホームページに掲載されたところであります。

本件は、同日より受付開始となった「健康保険被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）」の追加に伴う一括申請用仕様書の変更に係る説明会において、10月1日以降についても、引き続き旧仕様の受付が可能であるとの説明があったことから、ソフトウェア開発業者の対応の差異により不具合が発生したものとして、原因の報告がされているところです。その後の詳細説明において示されている今後の対応策については、現在検討中であり、決定次第案内することとされております。

当連合会では、貴機構を含めた厚生労働省等との電子申請の定期協議において、旧仕様の受付が引き続き可能であることについて、再三確認申し上げてきたところですが、このたびの事象に困惑するとともに極めて遺憾であります。

つきましては、電子申請の利用者が速やかに申請できるよう、定期協議等において当初約束したとおり、旧仕様の受付を実行可能とするよう早急にご対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、対応可能となる時期について、10月8日17:00までに担当あて、文書にてご回答くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

謹 白

（担当：業務部 事業課）

平成25年10月8日

全国社会保険労務士会連合会 御中

日本年金機構品質管理部

電子申請における社会保険関係手続に係る不具合について

1. 概要

平成25年10月1日から新たに「健康保険被扶養者(異動)届(国民年金第3号被保険者関係届)」について、電子申請での受付を開始したところですが、当該手続の追加に伴う対応誤りにより、一部、電子申請ができないケースがあることが判明しました。

2. 具体的内容

ソフトウェア会社が提供する「資格取得届」「資格喪失届」「月額変更届」「賞与支払届」「住所変更届」「算定基礎届」に係る一括申請用ソフトのうち、今回の新規手続追加前の旧仕様のCSVファイル添付方式での申請ができない状況となっています。

3. 原因

電子申請については、仕様書を広く公開し、ソフトウェア会社による開発及びお客様への提供が行われているところですが、平成25年8月に開催した今回の新規手続追加のための仕様説明会及び貴連合会を含めた厚生労働省等との電子申請の定期協議において、「10月以降も旧仕様での申請が可能である」との説明を行ったため。

※ 新旧の仕様での申請を受付けるためには、旧仕様の様式で使用する手続IDとは別に新仕様の様式で使用する手続IDを払い出し登録する必要があったが、旧仕様と同一の手続IDを新仕様でも使用したため。

4. 対応

新仕様での申請を継続した上で、旧仕様の様式に新たに手続IDを払い出して、旧仕様の様式でも申請を可能とするようシステム改修を行います。

- 旧仕様の様式に対する新規手続IDの払い出し
- 上記新規手続IDに係る一括申請用仕様書のソフトウェア会社への提示(10/16 予定)
- 上記新規手続IDの受付に対応した機構システムの改修(11/8 予定)

5. 当面の代替措置

システム改修を伴うことから、対応可能となるまでの間は、次の対応をお願いするとともに、広く周知を図ります。

- (1) 機構が提供している届書作成プログラムで作成された申請データを e-Gov 上の申請書様式に添付しての電子申請
- (2) 機構が提供している届書作成プログラムで作成された申請データを電子媒体により提出
- (3) 紙届書での提出